かながわ環境整備センター・月別搬入量の状況（令和8年度）

単位:トン

年月	燃え殻	ばいじん	汚泥	鉱さい	政令13号廃棄物 *1	石綿含有産業廃棄物 *2	ガラス陶磁器くず *3		がれき類（その他）*4	合計	一日当たり搬入量	車両台数（台）
							廃石膏ボード	その他				
R8.4月	1.21	0.00	34.13	0.00	0.00	800.00	113.53	90.77	103.57	1,143.21	67.2	535
5月	7.90	0.00	17.49	0.00	0.00	623.90	100.00	52.71	159.79	961.79	56.6	484
6月	7.01	0.00	16.62	0.00	0.00	1,188.60	111.91	63.08	210.24	1,597.46	72.6	688
7月	1.60	0.00	21.84	0.00	0.00	838.08	121.53	49.01	258.55	1,290.61	58.7	617
8月	6.65	0.00	14.92	7.93	0.00	508.96	86.92	29.97	46.21	701.56	43.8	477
9月	7.64	0.00	30.01	0.00	0.00	728.36	78.20	43.87	17.35	905.43	47.7	530
10月												
11月												
12月												
R9.1月												
2月												
3月												
R8年度合計	32.01	0.00	135.01	7.93	0.00	4,687.90	612.09	329.41	795.71	6,600.06	58.4	3,331

◆条例改正に伴い、平成21年度分から「月別搬入量の状況」表の区分を変更しています。

*1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる廃棄物(燃え殻、ばいじん、汚泥を処分するために処理したもの)です。

*2 平成20年度までそれぞれ区分していた「がれき類(石綿含有)」と「ガラス陶磁器くず(石綿含有)」を併せ、それにPタイル(プラスチック製床タイル)を加え、「石綿含有産業廃棄物」として区分を一つにまとめています。

*3 平成20年度まで「ガラス陶磁器くず(その他)」としていたものを、「廃石膏ボード」、「その他」の二つに分けています。

*4 「がれき類(その他)」には、中間処理残さを含みます。



